

西条市自転車活用推進計画



2025 年 3 月

愛媛県西条市

I 計画の目的・位置づけ・期間・区域.....	2
(1) 計画の背景と目的.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	3
(4) 計画の区域.....	3
II 西条市における現状と課題.....	4
(1) 自転車利用の状況.....	4
(2) 自転車事故発生状況.....	4
(3) 公共交通ネットワーク.....	8
(4) 駐輪場.....	9
(5) レンタサイクル.....	10
(6) 観光.....	10
III 目標と取組方針.....	13
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成.....	13
施策1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	
施策2. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進	
目標2 サイクルスポーツの振興などによる活力ある健康長寿社会の実現.....	17
施策3. サイクルスポーツ振興	
施策4. 自転車を活用した健康づくりの推進	
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光誘客.....	20
施策5. サイクリング環境の充実	
目標4 自転車事故のない安全で安心なまちの実現.....	21
施策6. 自転車の安全利用の促進	

I 計画の目的・位置づけ・期間・区域

(1) 計画の背景と目的

自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど、新たな課題に対応するため、交通の安全確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）が平成 29 年（2017 年）5 月 1 日に施行された。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「自転車活用推進計画」が平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された。その後、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また今後の社会動向を見据え、持続可能な社会の実現に向けた自転車活用の推進を一層図るため、令和 3 年（2021 年）5 月 28 日に「第 2 次自転車活用推進計画」が閣議決定された。さらに、同法第 10 条に基づき、地域の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めた計画として、愛媛県では令和 5 年（2023 年）5 月に「第 2 次愛媛県自転車新文化推進計画」が策定された。

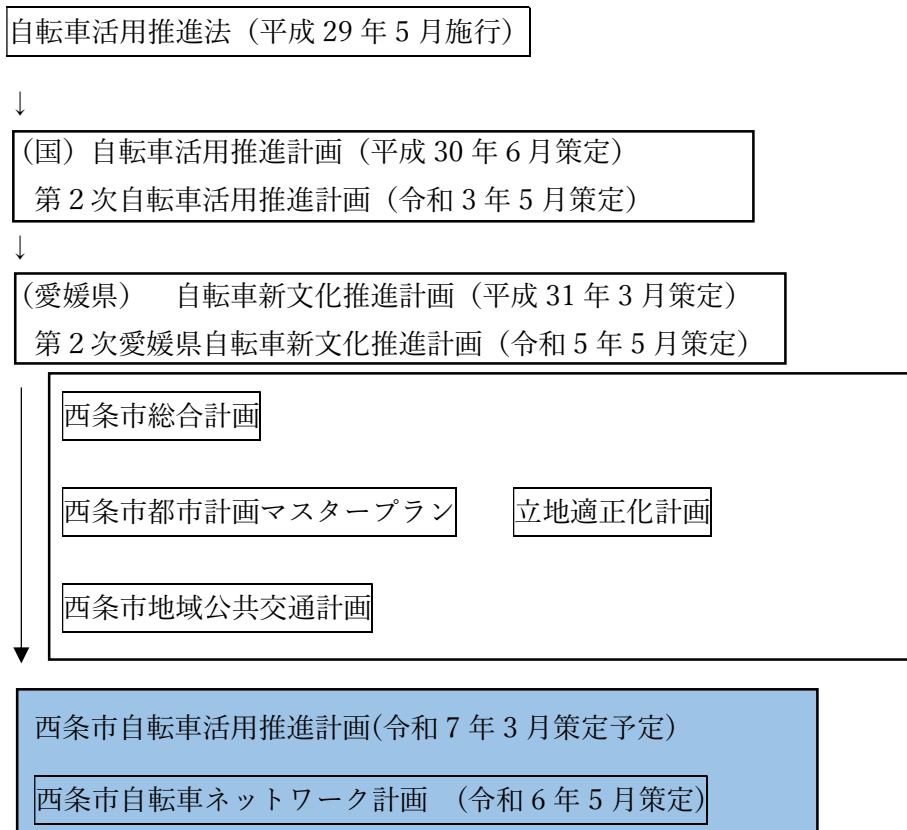
また、令和 6 年（2024 年）6 月 25 日、警察庁交通局及び国土交通省道路局は、全国の自転車利用環境の創出を一層進めるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定した。さらに、令和 6 年 11 月 1 日には道路交通法が改正され、「自転車運転中のスマートフォン等の使用」に対する罰則強化や、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となるなど、自転車を利活用するための外部環境は変化している。

こうした状況を踏まえ、本市においては、自転車活用推進法第 11 条に基づき、「西条市自転車活用推進計画」（以下「本計画」と呼ぶ。）を策定し、本計画に基づき、関係部署及び関係機関等と連携することで、自転車を活用したまちづくりを一層推進し、更なる自転車利用の促進により地域振興を図る。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国が策定する「自転車活用推進計画」、愛媛県が策定する「自転車新文化推進計画」及び本市のまちづくりの指針である「西条市総合計画」を上位計画とし、本市の各種関連施策との整合を図る。また、令和 6 年 5 月に策定した「西条市自転車ネットワーク計画」の内容を本計画内に位置付ける。

〈上位計画〉



(3) 計画の期間

本計画の期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）のおおむね 10 年間とする。

ただし、社会情勢等の変化や、次期総合計画をはじめとした本市の上位計画及び関連施策との整合性を維持するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

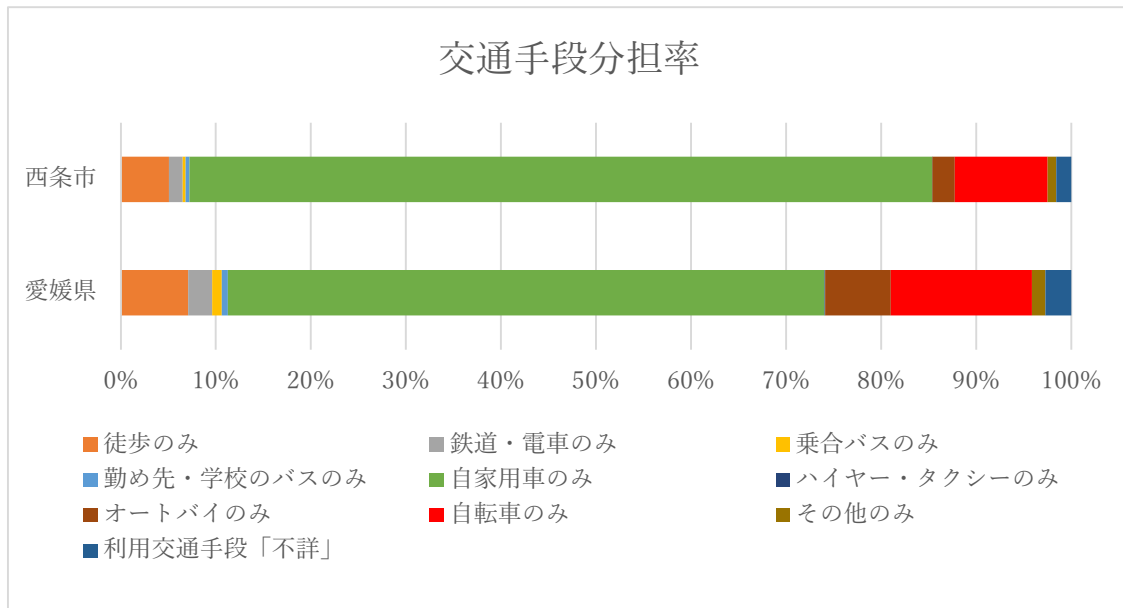
(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、市内全域とする。

II 西条市における現状と課題

(1) 自転車利用の状況

国勢調査（令和2年）によると本市の通勤・通学による自転車利用状況は、愛媛県平均を下回っている。



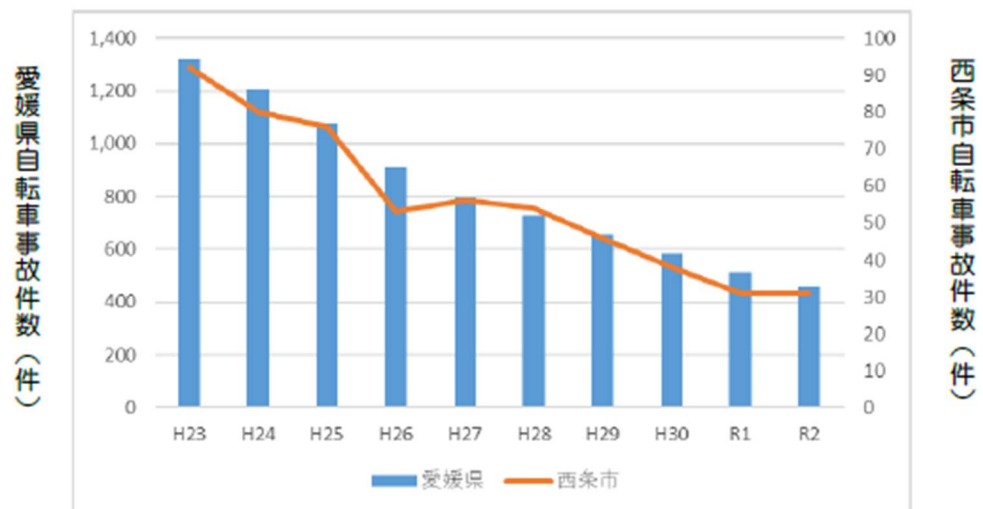
【出典：総務省 令和2年国勢調査】

(2) 自転車事故発生状況

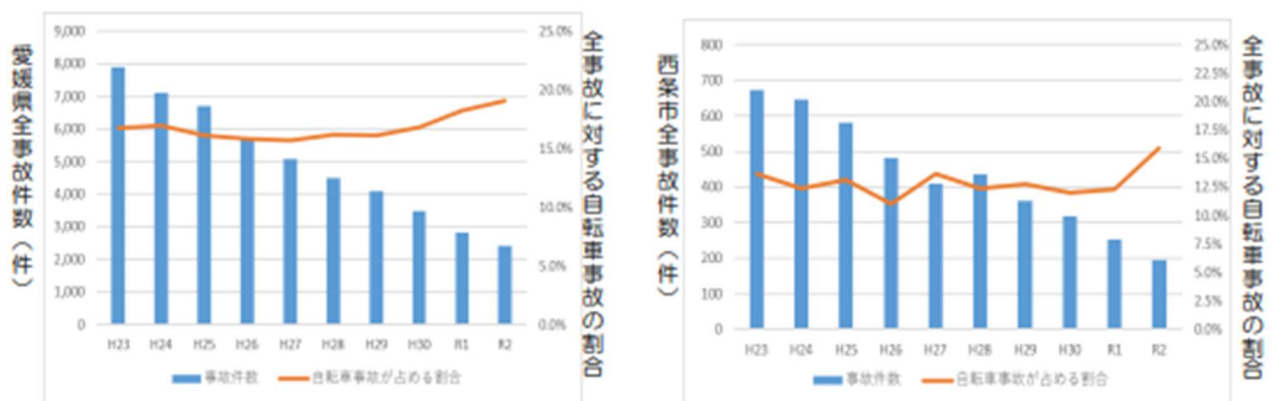
西条市内の自転車関連の交通事故件数は、県全体と同様に減少傾向にあり、10年間で約3割に減少している。一方、西条市内の全交通事故に対する自転車関連事故の割合は、県全体と同様に増加傾向にある。

また、自転車事故の原因別発生状況によると、事故発生の内、法令違反に起因する事故が全体の約9割を占めており、これらのことから、自転車に乗る人々の中には、交通ルールや安全対策に対する認識が不十分な場合があり、事故に繋がっていることがわかる。自転車関連事故を低減するには、自転車マナーの向上が必要である。

さらに、西条地区・東予地区の市街地では自転車関連事故が多発しているが、これらの地域では、自転車通行空間の整備が進んでおらず、自転車と歩行者の安全が確保されていない。自転車専用レーンや歩道の整備が不十分な場合、車道を自転車で走行せざるを得ず、車との接触事故のリスクが増加する。また、道路上まで雑草が伸びている等通行に支障がある場合、自転車が中央線付近まで大きくはみ出す場面もあり、「ヒヤリ・ハット」事例が発生している。自転車関連事故の低減には、自転車通行空間の整備が必要である。



愛媛県・西条市の自転車交通事故推移



愛媛県・西条市の全事故件数及び自転車事故の割合の推移

自転車事故の原因別発生状況

原因別	令和5年			令和4年			増減数		
	当事者数	死者数	負傷者数	当事者数	死者数	負傷者数	当事者数	死者数	負傷者数
合計	472	4	450	470	5	446	2	-1	4
合 号 無 視	3	0	3	6	0	6	-3	0	-3
右側・歩道通行等	10	0	9	8	1	7	2	-1	2
徐行違反	29	0	29	17	0	14	12	0	15
交差点安全進行	172	0	169	104	1	102	68	-1	67
一時不停止	34	0	34	33	0	31	1	0	3
動静不注意	60	0	59	68	0	66	-8	0	-7
前方不注意	12	0	5	15	1	9	-3	-1	-4
安全不確認	63	0	60	97	0	93	-34	0	-33
その他	25	3	19	36	2	32	-11	1	-13
違反なし	64	1	63	86	0	86	-22	1	-23

* 交差点安全進行義務違反が172人と最も多く、約4割（36.4%）を占める

(単位：人)

【出典：愛媛県警察本部 令和5年の交通事故統計】

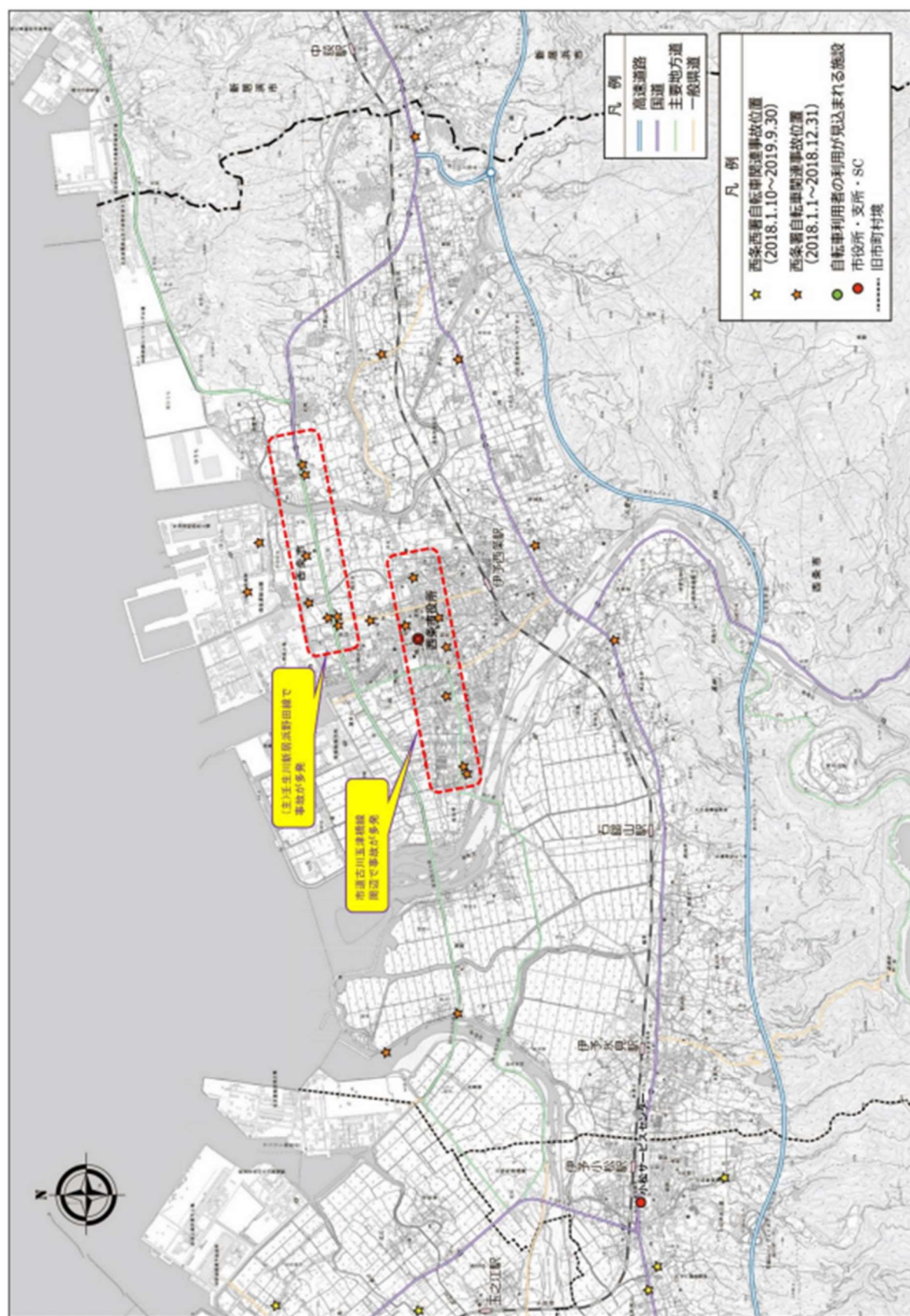
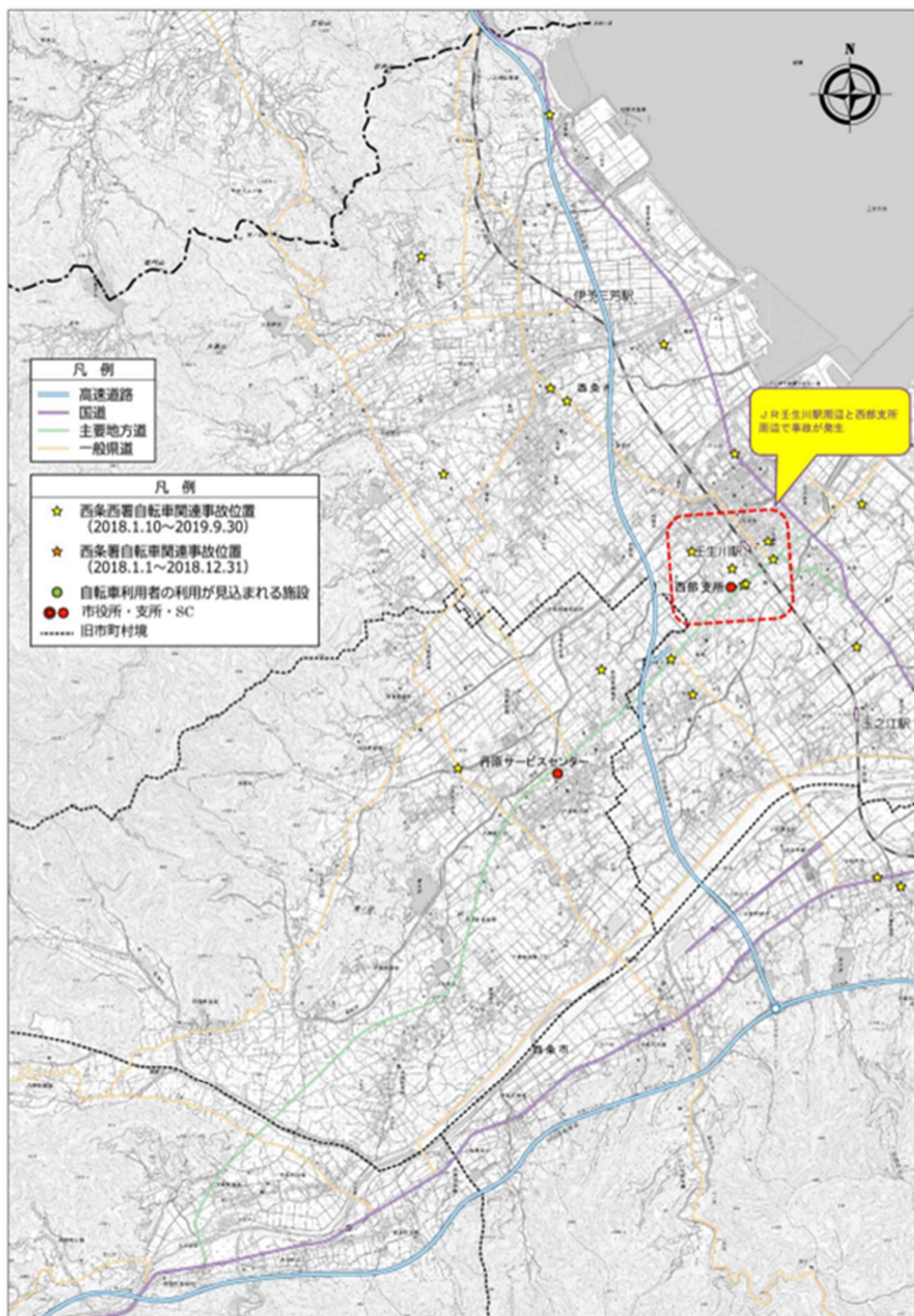


図 自転車関連交通事故発生状況 (西条警察署提供資料より)



国土地理院電子地形図(タイル) 図 自転車関連事故発生状況 (西条西警察署提供資料より)

(3) 公共交通ネットワーク

本市には、鉄道の駅が7駅あるが、伊予西条駅を除いて無人駅であり、伊予西条駅・壬生川駅以外の駅には普通列車のみが停車する。

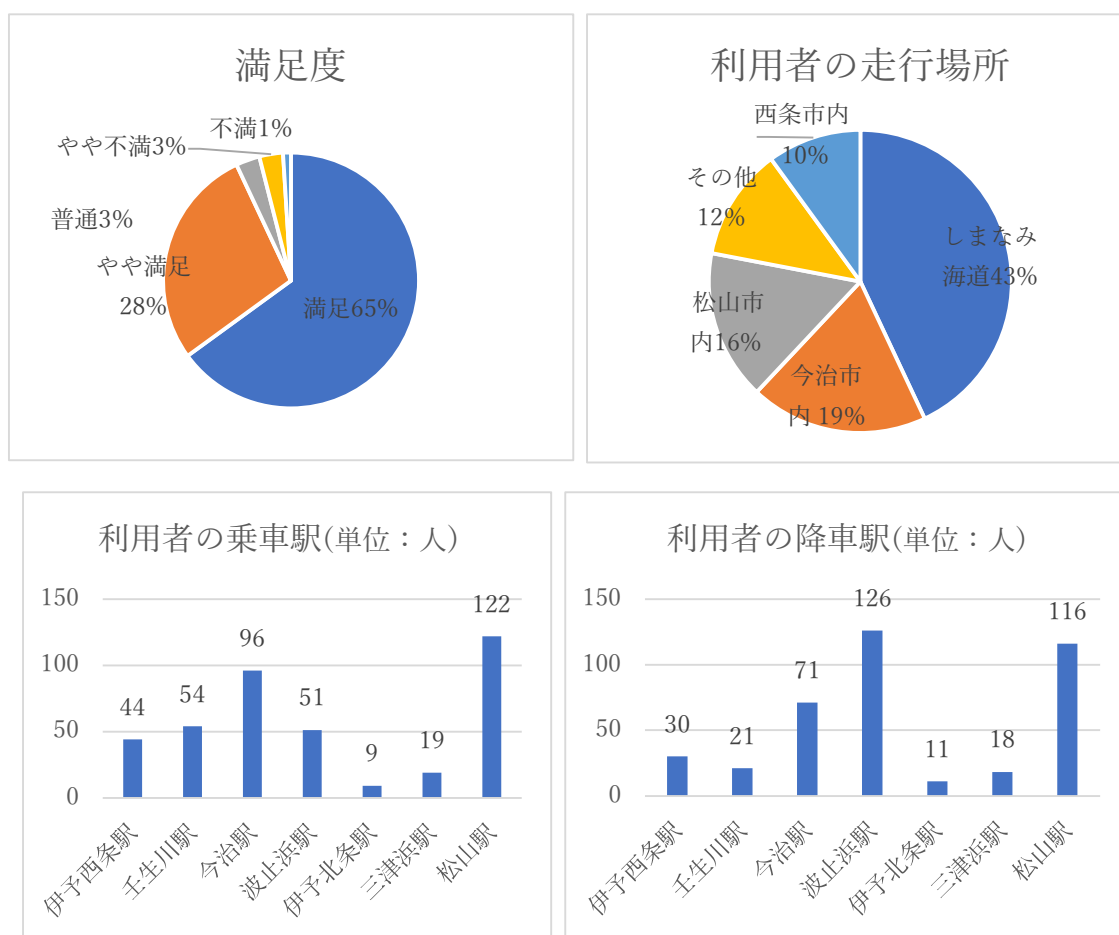
鉄道については、伊予西条駅—今治駅間では、自転車をそのまま積み込むことができるサイクルトレインが運行されている。(本市乗降駅：伊予西条駅、壬生川駅)

航路については、東予港と大阪南港を結ぶオレンジフェリーにおいて、自転車をそのまま積み込める「マイバイクステイサービス」があり、サイクリストに好評を得ている。

どちらのサービスも利用者から高く評価されているが、本市内を走行場所として選択する利用者は少ないのが現状である。今後は、サービスの周知に加え、利用方法やモデルコースを例示するなど、ユーザー目線に即した情報発信が必要である。

えひめ・しまなみリンリントレイン利用者アンケート結果

(令和4年3月19日(土)～令和5年3月12日(日)実施)



【出典：JR 四国提供資料】

オレンジフェリーマイバイクステイサービス利用実績（単位：人）

		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
東予	1月	9	2	2	9	15
	2月	5	4	4	4	4
	3月	28	5	9	38	21
	4月	15	3	21	18	25
	5月	26	4	12	65	36
	6月	14	6	4	17	7
	7月	9	10	24	22	19
	8月	13	18	11	41	15
	9月	18	36	29	27	29
	10月	18	47	25	45	51
	11月	22	46	19	22	34
	12月	2	9	14	10	8
	合計	179	190	174	318	264
大阪	1月	6	3	3	8	12
	2月	5	2	9	9	13
	3月	25	8	20	41	23
	4月	9	3	22	32	51
	5月	26	2	12	56	28
	6月	15	5	4	18	12
	7月	14	9	25	29	23
	8月	13	23	18	36	25
	9月	15	39	30	22	16
	10月	17	64	23	48	45
	11月	25	34	28	17	32
	12月	1	12	6	8	15
	合計	171	204	200	324	295

【出典：オレンジフェリー提供資料】

（４） 駐輪場

鉄道の７駅のうち、伊予西条駅では西条駅前駐輪場において、構内の通路部（JR 四国所有地）へはみ出して駐輪するなど、慢性的な駐輪スペース不足が生じている。原因としては、伊予西条駅自由通路南北線（ポッポ橋）の整備により身近な駐輪場への集中や、通学状況の変化が見られる。対応としては、業務委託による自転車整理や、放置自転車の撤去、卒業生へ不使用となる自転車の持ち帰りを依頼、駅南駐輪場利用促進、市内高校との勉強会などを行っている。



(5) レンタサイクル

西条市観光交流センター内（2 か所）、また自転車事業者（2 か所）でレンタサイクルを行っている。その他、各宿泊施設でも宿泊者向けのレンタルサービスが提供されている。

西条市観光交流センターレンタサイクル実績(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	528	413	545	627	699

(6) 観光

西条市内には、愛媛マルゴト自転車道の3つのルートが県の事業により整備されており、それぞれ特色のあるコースとなっている。

上級者におすすめの「石鎚山岳輪道」は、高度ごとに変わる植生や森と清流が織りなす美しい景観、さらに西日本最高峰の石鎚山（標高 1982m）も望める絶景ルートである。標高 1,300m～1,700m の尾根沿いを走る町道瓶ヶ森線（UFO ライン）は、テレビ CM の撮影にも使われた注目の写真スポットである。視界を遮るものがない天空へと向かうような道程は、西日本随一の絶景道と言われる。総長 27 km、急カーブ・アップダウンが激しく、上級者でも持久力と技術力が試されるが、西条市街地には、グルメスポットや温泉施設が充実しており、サイクリング後もゆっくり楽しむことができる。

「今治・西条ゆうゆう輪道」は、コース全体として比較的アップダウンが少なく、初心者から上級者まで楽しめる。本谷温泉館では、日帰り入浴の利用ができ、サイクリングで疲れた身体を癒すことができる。

市内中心地を巡る「水めぐりサイクリングコース」は、アップダウンがほとんどなく、体力に自信のない方や街中を散策する観光客、ファミリー層におすすめのコースである。コースの特徴として、「うちぬき」や疎水などの豊かな水の恵みを傍に感じながら、観光施設の利用や名建築の見学ができる。旧西条藩陣屋跡エリアでは、有名な建築家である浦辺鎮太郎^{うらべしづたろう}氏の設計した西条栄光教会や愛媛民藝館を見学することができる。

また、駅前エリアでは、「四国鉄道文化館」において、新幹線開業当時に登場した初代「0系新幹線」と、準鉄道記念物指定の「DF50 型ディーゼル機関車」1 号機などの展示を楽しむことができる。さらに、途中に名水百選にも指定されている地下水の自噴井「うちぬき」

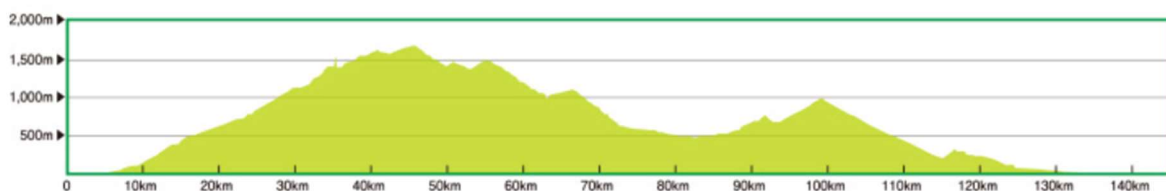
があり天然の給水休憩を取ることができる。

一方で、サイクリストの受入環境や走行環境が必ずしも十分に整っていないことなどが課題となっている。また、サイクルツーリズムが地域経済に与える影響が小さい点も課題である。本市の令和5年観光客数は約230万人であるが、そのうち宿泊者数は全体の8%に留まっている。特にサイクルツーリズムが地域経済に与える効果が、日帰りの旅行の場合では現地での消費額が少ないため、宿泊を伴う滞在に導く必要がある。

石鎚山岳輪道



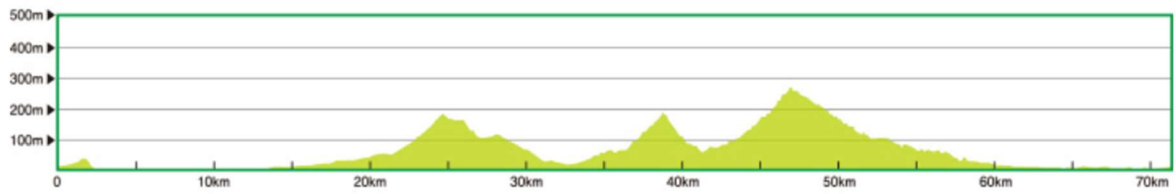
コース高低差



今治・西条ゆうゆう輪道



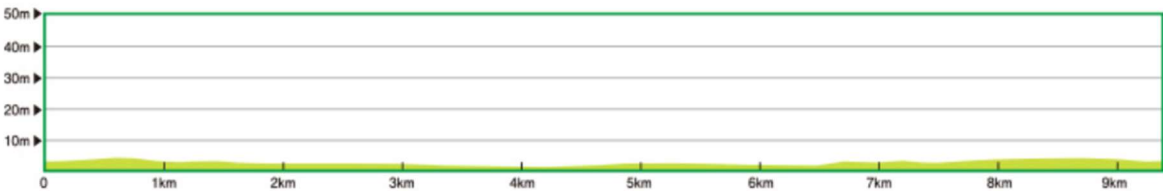
📍 コース高低差



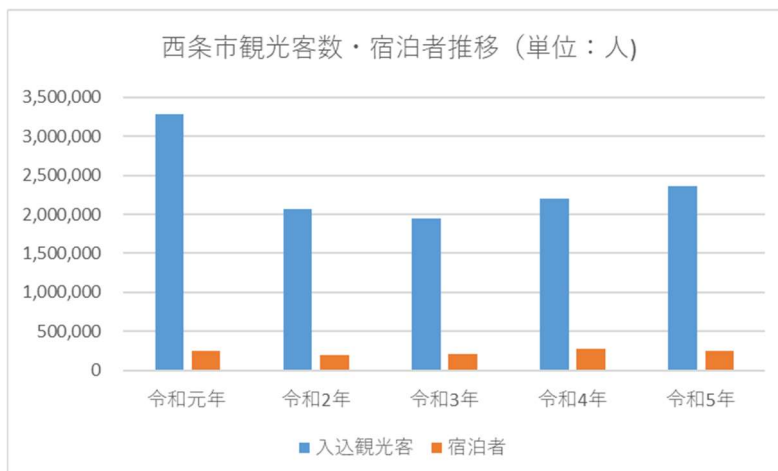
水めぐりサイクリングコース



📍 コース高低差



【出典：愛媛マルゴト自転車道 HP(<https://ehime-cycling.jp/about/>)】



【出典：西条市観光客数とその消費額調査】

Ⅲ 目標と取組方針

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【施策の基本方針】

○自転車通行空間の安全性・利便性の向上を図る自転車ネットワークの形成

・自転車通行空間を整備することにより、歩行者及び自転車利用者にとって安全で快適な道路空間を提供する。

・市内の自転車通行空間を整備し、更に既設の「愛媛マルゴト自転車道」や隣接する自治体の自転車ネットワーク計画路線を活用して、広域的なエリアを結ぶことで、自転車を活用した市内外の交流活性化を図る。

施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

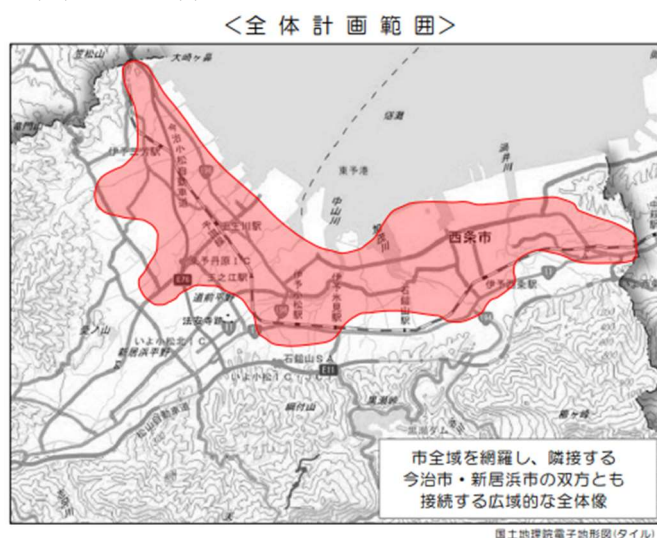
① 自転車ネットワーク計画

『人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市』の実現に向けて、自転車通行空間の安全性・利便性の向上を図る「自転車ネットワーク計画」を令和 6 年 5 月に策定した。この計画に基づき、ネットワークに位置付けられた路線において、自転車空間の整備を行う。整備に際しては、各自転車ネットワーク路線の交通状況等を踏まえ、適切な空間設定を行い、自転車道や自転車専用通行帯等、最適な自転車車両空間の整備形態を選定している。

また、自転車通行空間のネットワーク化により、広域的なエリアを結びつけることで、自転車を活用した市内外の交流活性化を図る。

② ネットワーク計画の補完

整備済みの自転車通行空間については、適切な道路標示やその他の安全性・快適性向上策を検討し、改善を図る。



【出典：西条市自転車ネットワーク計画】

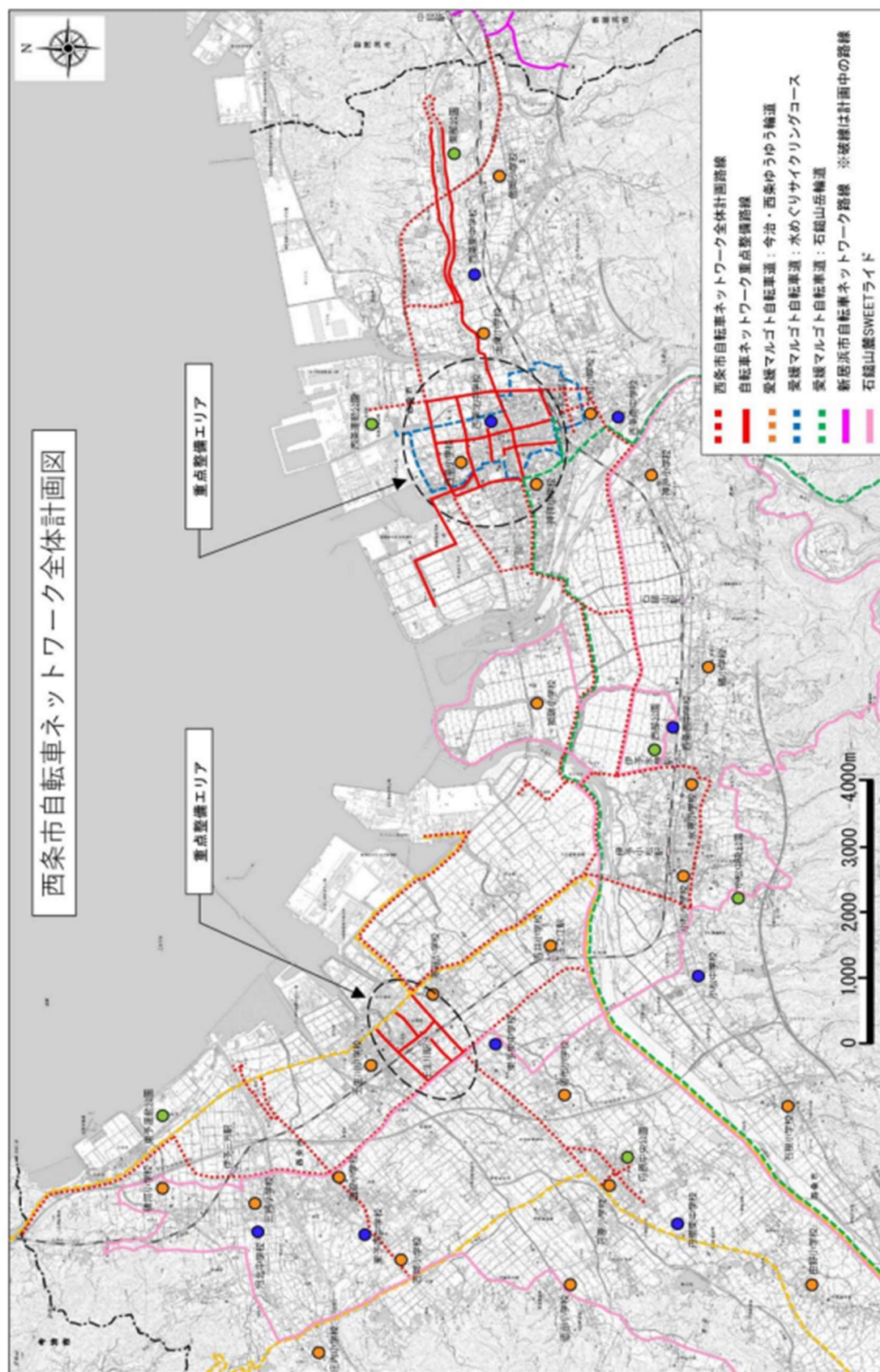


図 全体計画対象路線

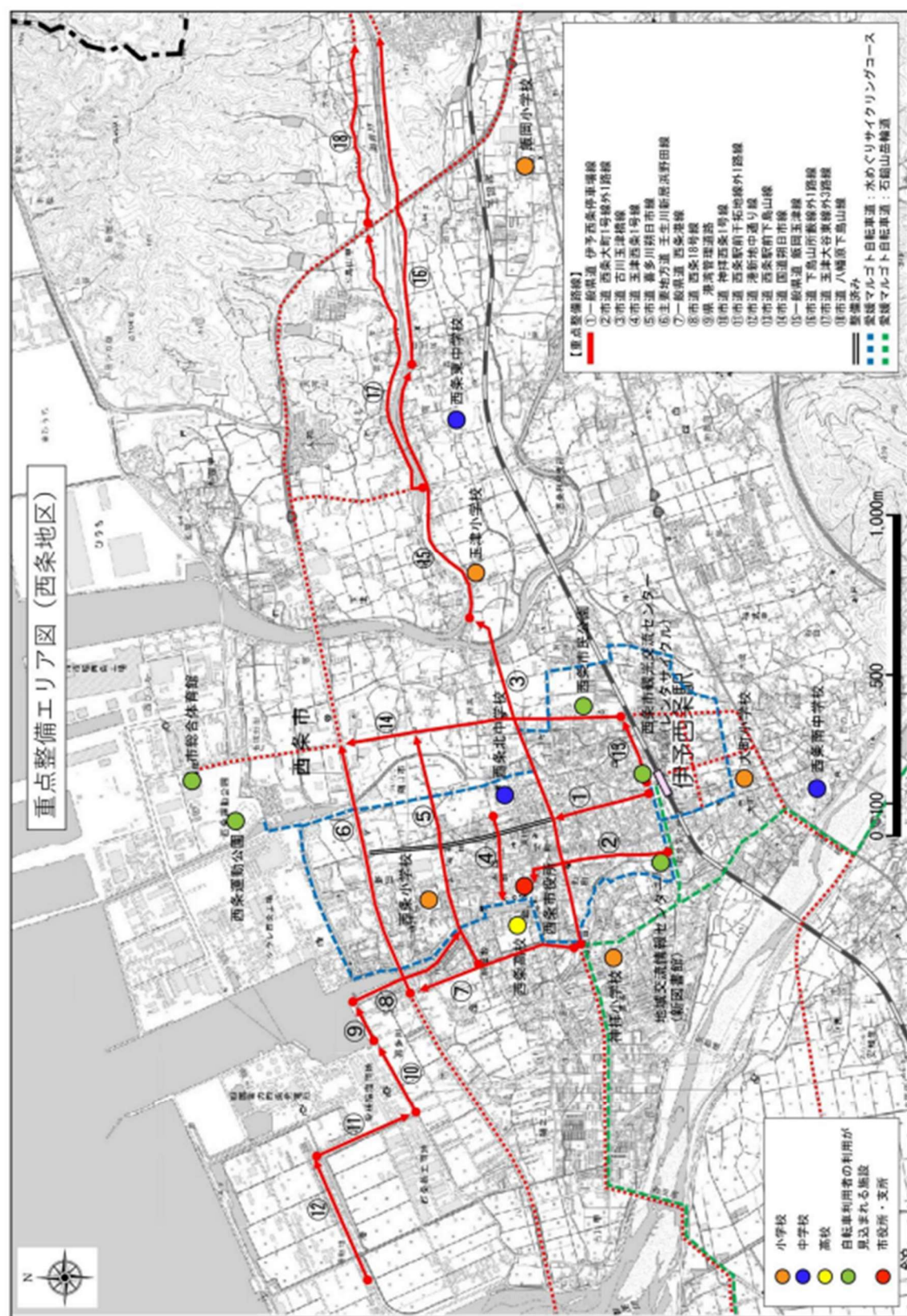


図 重点整備エリア図（西条地区）

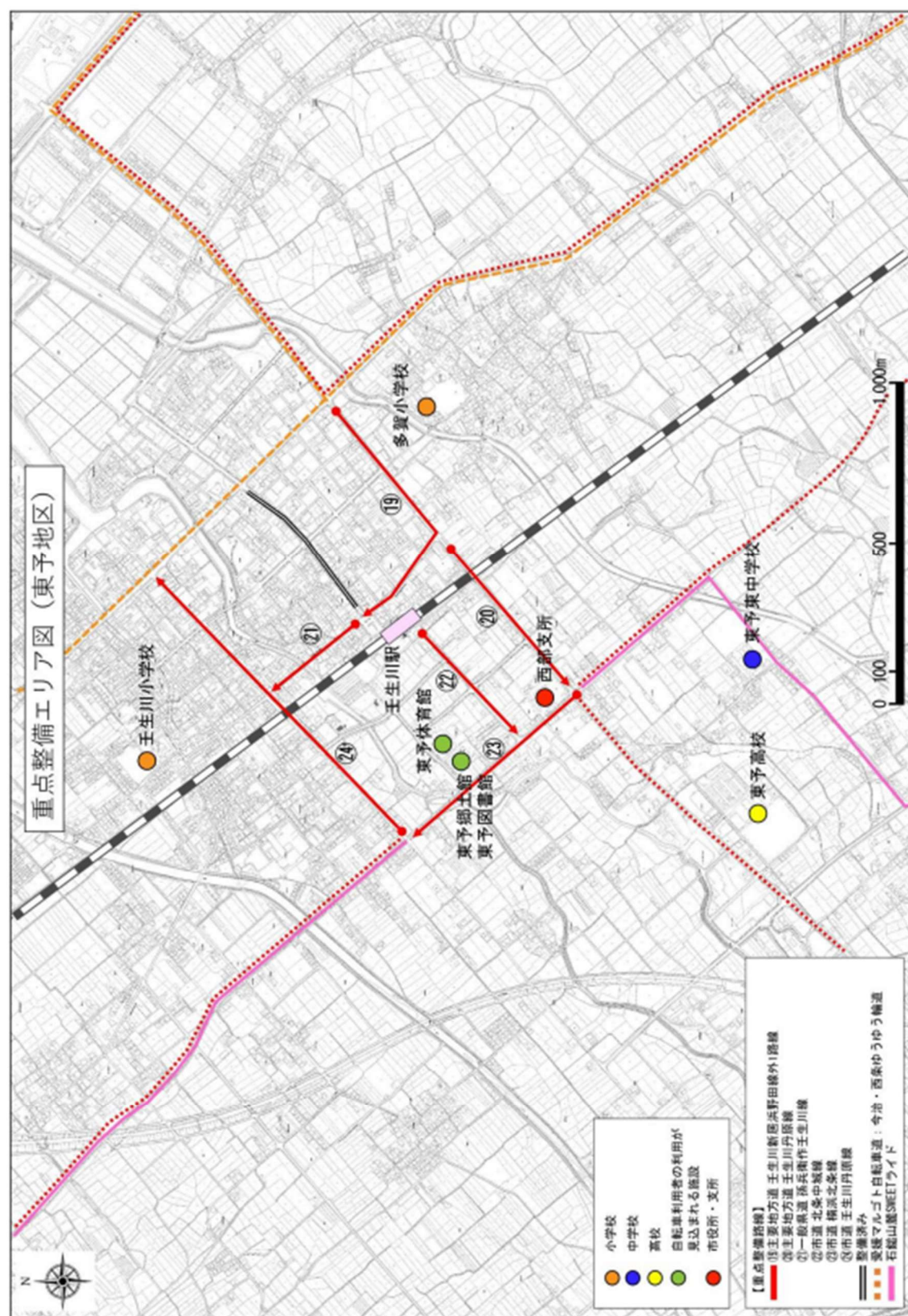


図 重点整備エリア図（東予地区）

施策 2. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

① ニーズに応じた駐輪場の整備推進

本市では、伊予西条駅前駐輪場、伊予西条駅南駐輪場、伊予小松駅駐輪場、玉之江駅前駐輪場、壬生川駅前駐輪場、壬生川駅西駐輪場、伊予三芳駅前駐輪場の管理を行っている。今後も鉄道事業者との連携を強化しながら、地域のニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

② 放置自転車対策の推進

交通の円滑化や良好な生活環境の確保を目的とした「西条市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、平成 31 年 10 月 1 日から道路や公園、その他の公共の場所に放置された自転車に対して、警告票を取り付けた日から原則 14 日間を超えて放置されている自転車や原動機付自転車は撤去する。

また、市が設置または管理する駐輪場において自転車等が相当の期間放置されている場合も、調査票を取り付けた日から原則 14 日間を超えて放置された自転車や原動機付自転車は撤去することとし、市民生活の安全や街の美観、都市機能の維持を図る。これにより、市民の良好な生活環境の確保に努める。

③ シェアサイクルの有効性検討

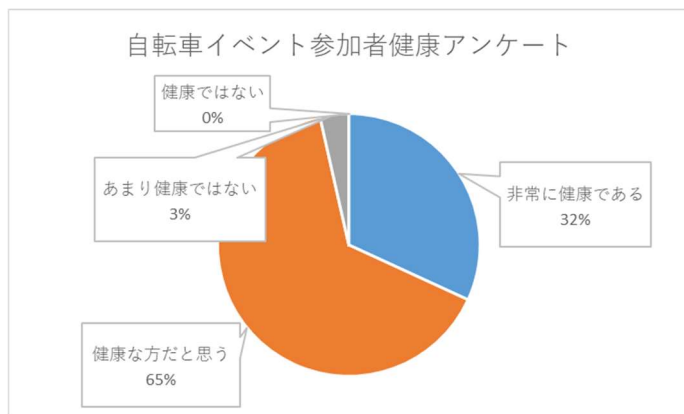
伊予西条駅での駐輪場の混雑と盗難対策として、また、自転車が都市交通を支える公共性を有するモビリティであるという観点を踏まえ、近隣自治体や先進事例等を調査し、シェアサイクルの有効性について検討する。

目標 2 サイクルスポーツの振興などによる活力ある健康長寿社会の実現

【施策の基本方針】

○誰でも気軽に自転車に触れ合う機会を提供し、趣味や健康、生きがいのある豊かな生活の実現、健康寿命の延伸を目指す。

自転車イベント等に参加して普段から自転車に親しんでいる方を対象にしたアンケートでは、97%の方が自身の健康について「健康である」と回答している。一方で、「健康ではない」と回答した人は 0%であり、この結果から、自転車利用が、QOL(生活の質)の向上に効果的であるといえる。



施策 3. サイクルスポーツ振興

幅広い年齢層に向けてサイクルスポーツを推進する。

① サイクルスポーツイベントの実施

西条市観光物産協会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市スポーツ協会、西条警察署、西条西警察署及び自転車関連有識者で実行委員会を組織するなど、サイクルスポーツイベントを実施し、これらのイベントを通じてサイクルスポーツの普及啓発を図る。



【出典：西条市サイクリング大会実行委員会提供】

② E-BIKE(スポーツ型電動アシスト付自転車)の普及促進

体力に自信がない方や、年齢、性別、体力レベルに関係なく、誰もが気軽にスポーツバイクに親しめるよう、E-BIKE の試乗会を通じて普及を促進する。また、事故防止に向けた安全操作の周知にも努める。



E-BIKEアクション 石鎚

古くから山岳信仰の山として知られる日本七霊山の一つ。西日本最高峰である天狗岳と石鎚神社山頂社のある弥山、そして南尖峰の一連の山々を総じて石鎚山と呼ばれています。石鎚山を見上げながら、水の都西条市の田園地帯を走るコースのほか、山岳エリアの絶景が楽しめる「UFOライン」と呼ばれるコースは、E-BIKEに最適です。



【出典：愛媛県自転車新文化推進協会「E-BIKE アクション 愛媛」

<https://e-bike-action.com/area-ishizuchi.html>】

③ 愛媛サイクリングの日の取組

「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向けて、自転車を活用した新たなライフスタイルを提案する自転車新文化の推進により、県民の健康、生きがい、友情を育むために、多くの県民が自転車に親しみ、サイクリングを楽しむ「愛媛サイクリングの日」を活用し、県、市町の連携による「チーム愛媛」として県内各地で実施する自転車関連イベントに合わせて、自転車利用の促進に関する広報啓発を行う。

④ 公園等の有効活用の促進

サイクルスポーツを身近に楽しめるよう、公園等の施設を活用して、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

施策 4. 自転車を活用した健康づくりの推進

① 健康増進の広報啓発

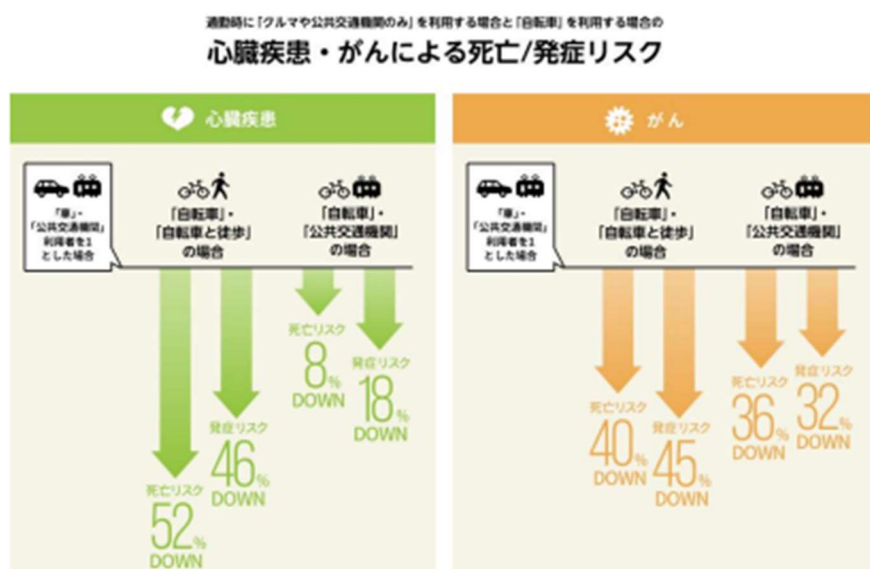
自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

② 健康増進を目的とした観光事業の促進(ヘルスツーリズム)

市内観光事業者等と連携し、体力差を問わず楽しめる E-BIKE サイクリングを移動手段として、森林健康ウォーキング、リバーマインドフルネス、テントサウナ等の健康増進に資する体験コンテンツを組み合わせたヘルスツーリズムを推奨する。

③ 自転車通勤等の促進

自転車による運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、脚部や体幹部の筋肉を使うことで筋力の維持・増強にも役立つ。また、がんや心臓疾患による死亡・発症のリスク軽減につながる。自転車通勤やグループサイクリングの活動を促進することで、毎日の生活の延長線上で、気軽に、無理なく、楽しく、誰でも、好きな仲間とサイクリングを楽しむ機運を醸成し、市民の健康増進につなげる。



【出典：BMJ2017;357:j1456】

通勤時の手段別にみた心臓疾患・ガンによる死亡・発症リスク

【出典（図）：株式会社シマノ作成】

【出典：国土交通省 自転車通勤導入に関する手引き(令和元年5月)】

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光誘客

【施策の基本方針】

- 自転車に乗ることそのものを楽しむ、または自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、市民参加型サイクリングイベントの開催を通じて観光地域づくりを推進し、自転車を活用したまちの活性化を図る。
- 自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくりに取り組むことにより、ハード・ソフト両面からサイクリング環境の充実を図る。

施策5. サイクリング環境の充実

① サイクリングルートの広報

西日本最高峰の石鎚山をはじめ、海拔 0m～1982mまでの雄大かつ広大なフィールド全体を活用したサイクリングルートを広報する。



【出典：石鎚山系連携事業協議会「石鎚山系 天空 RIDE」】

② サイクリング大会の継続実施

毎年11月に開催している「いしづち山麓 SWEET ライド」は、年々認知度が向上しており、エントリーを開始すると1週間で定員に達するほど人気の高い大会となっている。大会の継続実施を通じて、一過性のイベントに留まらず、通年でサイクリングを楽しめる機運を醸成する。



【出典：西条市サイクリング大会実行委員会提供】

③ グレーターしまなみ・えひめ圏域の取組

来島海峡大橋を中心とした半径 50km の愛媛県側エリアで広域サイクルツーリズム圏域「グレーターしまなみ・えひめ」を形成し、愛媛県、関係市町、及び民間企業と連携して、本市が持つ豊かな自然を活かした体験型コンテンツや温泉、宿泊施設等を活用し、「通過型」から新たな「滞在型」サイクリングの普及・定着に向けた仕掛け作り及び環境整備を行う。

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、サイクリングイベントの開催を通じて観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。さらに、自転車の走行環境、サイクリストの受け入れ環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組む。

④ サイクリスト受入サービスの充実

サイクリング中に気軽に立ち寄り、休憩や地域住民との交流が図れる「サイクルオアシス」を充実させる。対象となるのは、企業、商店、レストラン、宿泊施設、土産物店、ガソリンスタンド等で、店舗の一画や軒先、庭先、駐車場等をサイクリング客向けの休憩所として開放できる協力者を募集する。各オアシスには、空気入れ、自転車スタンドなどを整備し、マイボトルへの給水や、トイレの利用が可能。現在(令和 6 年 10 月 31 日)、市内に 42 か所のサイクルオアシスがあり、今後もこのサイクルオアシスの充実と周知を図り、サイクリストの受け入れ体制を強化する。

目標 4 自転車事故のない安全で安心なまちの実現

【施策の基本方針】

○交通ルールを遵守した上で、歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重し合い、安全で安心な交通環境を創出するとともに、自転車交通事故ゼロのまちを目指す。

施策 6. 自転車の安全利用の促進

交通安全意識の向上に資する広報啓発活動を推進し、自転車の安全な利用を促進する。

① 学校における交通安全教育の推進

本格的に自転車を利用し始める小学 3 年生以上を対象に、交通安全協会が交通安全教室を開催している。小学校によっては、交通公園を利用して交差点での安全確認や、横断歩道や踏切の渡り方等、自転車の交通ルールとマナーに関する知識の向上を図っている。

定期的な交通安全教室の開催を推奨するとともに、交通安全教育に係る先進事例や優良事例の情報収集に努め、関係者等への情報提供を実施する。



(交通安全教室)

正しい自転車の乗り方



① 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。

【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料



※歩道自転車に限り



④ 安全ルールを守る

■ 片手はなし運転は禁止

合図をするときを除き、片手運転も禁止。



【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■ 二人乗りは禁止

16歳以上の者が6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

■ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

■ 夜間はライトを点灯

(星型のライト点灯運動も実施中)

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。



【罰則】5万円以下の罰金

■ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。



【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識に従って停まる。また、見通しのきかない交差点などでは徐行。安全確認を忘れずに。



【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■ 自転車横断帯の通行

自転車横断帯(標識・表示)がある場所付近では、表示された部分を通行する。



【罰則】警察官等の指示にそって自転車横断帯を通行しなかった者
2万円以下の罰金又は科料

運転中の携帯電話・傘さし運転



携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示装置の画像を注視して自転車を運転してはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金



交通ひんばんな道路において、傘をさして自転車を運転してはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金

愛媛県警察本部

【出典：愛媛県警察 HP「正しい自転車の乗り方チラシ」

https://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/j_tukohoho/newpage.htm】

② 関係機関との連携による自転車利用ルールへの周知

愛媛県警察ホームページでは、自転車安全利用五則が紹介されており、また愛媛県では平成 25 年に「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償保険の加入の必要性等を周知している。本市においても、適宜、関係機関と連携しながら、継続的に自転車利用ルールの周知に取り組む。



守っていますか？

自転車安全利用五則



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。必ず左側を通行しましょう。



歩道では、車道側を徐行で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号機のある交差点では、必ず信号を守りましょう。歩行者・自転車専用信号がある交差点はその信号にしたがいましょう。



一時停止標識のある交差点では、必ず一時停止し、安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯



ライトは周囲からの発見に重要な装備です。夜間、自転車で道路を走るときは、必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止



飲酒運転は、自転車も厳罰！
飲んだら乗らない 乗らせない。

5 ヘルメットを着用



ヘルメット着用

大人もヘルメット

自転車事故で亡くなられた方の多くが頭部を損傷しています。全ての世代でヘルメットを着用しましょう。

【出典：愛媛県警察 HP「自転車安全利用五則」

https://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/j_tukohoho/newpage.htm】

愛媛県で自転車を利用するみなさんへ

愛媛県では令和2年4月1日から
自転車損害賠償保険等への加入が義務化!

Q なぜ義務化か?
自転車利用者の責任による高額賠償が増えており、加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るためです。

Q ポイントは?
自転車損害賠償保険等への加入(義務)

- ・自転車利用者
- ・未成年者の保護者
- ・自転車を事業で使用する事業者
- ・自転車貸付事業者

自転車に関係する交通事故により生じた損害(他人の生命、身体又は財産)を補償するための**自転車損害賠償保険等**に加入しなければなりません。

自転車保険等への加入の確認や情報提供(努力義務)

- ・自転車小売業者
- ・自転車通勤する従業員がいる事業者
- ・自転車貸付事業者
- ・学校等

・自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認
・未加入者や不明者への情報提供
・借受人に対する貸付自転車の自転車損害賠償保険等の情報提供
・児童・生徒や保護者に対する自転車損害賠償保険等の情報提供

自転車事故の保険加入状況チェックシート
自転車を利用される方は、この機会にチェックしてみましょう!

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備え、相手の生命、身体又は財産の損害を補償できる保険(下の表参照)に加入していますか?

はい → OK 加入済み
いいえ → 要加入!! 下の表を参考に、今すぐ相談を!!

わからない → 要確認!! ご加入の保険会社に確認確認!! 今該当しなければ加入が必要!!

※ 特約の名称は、個人賠償責任保険や日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。
※ 特約は、被保険者の家族が含まれる場合があります。

自転車保険の種類 自転車事故に備える保険を確認しよう!
自転車保険の種類はさまざまです。保険代理店や近所りの自転車販売店に問い合わせてみましょう!

保険の種類	概要	加入の可否		
		自転車・歩行者・乗客	自転車・歩行者	自転車・乗客
個人賠償責任保険	自転車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
TSMARK 付帯保険	自転車安全整備店で購入又は整備を行い、登録した自転車に付与されるもの(保証期間は1年)	○	×	○
自転車保険	保険会社や保険の種類にもよりますが、個人賠償責任保険と傷害保険がセットになったものが多い。	○	○	○
団体保険	各損害保険代理店、自転車保険の取扱いがある銀行の窓口、インターネットや通商等、一部のコンビニなど	○	○	○
共済	会社などの団体保険、PTAや学校が加入する共済、共済組合など	○	○	○
カードの付帯保険	各カード会社の保険	○	○	○
施設賠償責任保険(事業用等)	学校活動中の事故に備える保険	○	○	○

チェックシートのダウンロードはこちら → 愛媛県 自転車条例 Q. 検索

愛媛県県民生活部防災・消防・交通安全課 TEL 089-912-2321 FAX 089-941-0119

【出典：愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 チラシ】

③ サイクリングイベント等を活用した自転車利用ルールの周知

自転車利用のルール、利用者の責務、保険、点検整備、ヘルメットの着用等について、市のホームページや市庁舎内モニターで継続的に周知を行っている。これに加えて、施策の実効性を高めるため、サイクリングイベントを始め、様々な機会を活用した自転車利用ルールの周知を図る。

ヘルメット、
かぶっていますか?

大切な命を守るために、自転車に乗るときは
“必ずヘルメットを着用”してください。

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

西条市

④ 自転車損害賠償保険加入義務の周知及び加入促進

ホームページや市役所窓口にリーフレットを設置し、自転車損害賠償保険加入義務の周知及び加入促進を行う。

⑤ 反射材用品等の活用の推進

自転車用のヘッドライトやミラー、反射材等を市役所窓口で配布することにより、反射材用品等の活用を推進する。

⑥ 「シェア・ザ・ロード」精神の浸透

愛媛県自転車安全利用促進条例の基本理念であり、歩行者、自転車、自動車等の運転者がお互いの立場を思いやる気持ちを基本に、それぞれの責任を自覚して共に道路を安全・快適に利用する「シェア・ザ・ロード」の精神の浸透に努めるとともに、自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過する際に「1.5メートル以上の安全な間隔を保つ」、道路事情等により安全な間隔を保つことができないときは「徐行する」ことを呼び掛ける「思いやり 1.5m 運動」を推進し、自転車が関係する事故のないまちを目指す。



【出典：愛媛県 HP 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」について】

<https://www.pref.ehime.jp/page/10523.html>】